

総会報告

第三一〇号 二〇〇六年二月発行
発行 全国生活保護裁判連絡会
事務局 竹下法律事務所
(〇七五―二四一―二三四四)



秋田で熱く交流!

熱気あふれる 第12回総会

安倍新内閣は、再チャレンジ戦略を掲げたが、政策は大企業優遇策ばかりだ。生活保護では基準額の引き下げ、母子加算制度を厳しくする、持ち家を担保にした貸付制度を保護制度に変えようとするなど、引き続き生活保護の削減を狙っている。ワーキングプアを生み出した非正規雇用を解決する政策はまったくない。再チャレンジとは負け組が何回チャレンジしても浮かび上がれないものだ。こういう情勢では国民の闘いが非常に重要であり、生存権の擁護拡大のためには国民運動を強めると共に、裁判や審査請求の活用を果敢に打ち出すことも重要である。

秋田は昔「山美しく人貧し」と述べられたが、今日も変わりはない、県民所得は常に最下位付近、病苦や経済苦を理由とした自殺は全国一、少子高齢化も全国一だが、貧しさゆえに全国に誇るべきものの一つとして、貧しい人々のために闘ってきた生活と健康を守る会がある。国保税の税率を条例によることに定めさせた裁判、加藤裁判がある。勝つためには県内・全国に広く問題を訴え、理解して貰うことが大切であり、学者の協力も必要だし、弁護団も全国の弁護士が力を合わせ必要がある。今日の交流会が、生存権裁判などに新しい出発のエネルギーを与えてくれ、大きな成果を上げることが期待する。

加藤訴訟とは...

新人弁護士がどんなことを思い、感じながら事件に取り組んだかを述べる。加藤裁判は、生活保護を受けながらほとんど歩行できない加藤鐵男さん、介護する妻のキエさんも関節の痛みや高血圧などで、将来に不安を感じ、いざという場合の付添費用に充てるため、爪に灯をともしような生活をして保護費の中から付添費用を蓄えた処、福祉事務所の知るところとなり、保護処分変更の不利と指導指示が行われたが、処分の取り消しと指導指示の無効確認を求めて九〇年に秋田地裁に提訴したもの。裁判の論点は
① 受給した保護費の使い方は保護世帯に任されている。
② 保護費を源資とした預貯金を収入認定して取りあげること違法だ。
③ 「預貯金を墓石代にあてよ」という指導指示は行政処分にあたり、違法・無効である。

加藤さんの全面勝訴...

国側は、基準看護では付添はいらないから「預貯金の必要性はない、したがって収入認定処分は違法ではない、などと主張した。しかし、裁判所は、付添費用は実際に必要であり、また現実の生活からはその他にも預貯金は容認されるべきであるとした。また、指導指示は行政処分であり、「墓石代にあてよ」という指示は何ら必要がなかったのだから、重大かつ明白な違法があり、無効であるとした。

新人弁護士として...

朝日訴訟で有名な新井弁護士から「第二の朝日訴訟と言われる裁判が秋田であるのでやってみないか」と勧められたのが始まり。最初に加藤さんの生活史と世の中の動きを合わせた年表作りから始めた。戦争で召集された間に田畑が人手に渡り、復員して北海道に長く出稼ぎに出てリユウマチ発症、その年がオイルショックと重なり生活保護受給に繋がっていく。九〇年代初頭はバブル崩壊直前で、本人の努力が足りないのではないことを証明するために学者に証言してもらった努力をした。加藤さんは生活保護の権利性を十分認識していた。

北九州餓死事件報告

弁護士 高木健康さん

裁判所には、重度障害の加藤さんの姿を、角館への主張尋問をしてもらう中で見てもらった。その尋問の日の昼休み、妻のキエさんと一緒にうどんを食べた。キエさんが本当においしそうに食べる姿を見て、「おうどんが好きなの?」と聞いた。キエさんは、本当に久しぶりに暖かい物を食べられてうれしい、と喜んでくれた。夫の介護で病院で寝泊りする生活であり、キエさんの普段の食べ物、夫の食べ残しやおにぎりなど冷たいものばかりだったのである。この姿を、けなげに助け合い励ましあい、二人で一所懸命生きていた姿を裁判所に伝えたい。その夫婦が必死に貯めた介護費用を取りあげられて...。そのひどさを裁判官にわかってもらいたいと思った。

外の運動との連携もあり全面勝訴となった。ワイドショーで取り上げられるなど、世論の味方があり、控訴してこれ以上悪者になりたくない厚生省の判断で裁判は確定した。

広島高裁判決報告

会津短大助教授 下村幸仁さん

原告の石崎さんは平成九年に二人の子を抱えて離婚、母子家庭となる。一二月に生活保護

を開始されたものの、アルバイトをしていたことを理由に強制的に辞退届を書かされ、保護が廃止された。この辞退届を無効とする審査請求、再審査請求が却下されたため提訴したが、第一審は敗訴、今回の広島高裁判決にて逆転勝訴に。判決内容は、非常に丁寧な言及がなされている。入口・出口規制の現状に触れた上で、「辞退は義務ではない」等、明確に主張。(一部の)CWは「権利ばかり主張して...」というが、生保を受ける権利は「当然」のものである、ということを示したことに今回の判決の意義がある。

本年五月二四日、北九州市門司区にて、二度にわたる本人の保護申請や周囲の方の通報にもかかわらず保護を受けられなかった男性が、自宅で孤独死。(P六二参照) 最初に福祉事務所を訪れた際は、「次男がいるから援助してもらえ」。次男による週二回のパン・水等の差入れもそのうち出来なくなり、事情を見かねた民生委員が福祉事務所へ通報、二度目の訪問となるが、今度は「長男がいるだろう」と申請書を貰えず、諦めて帰宅し、ついに餓死状態で発見された。北九州市の現状：相談者のうち、受付に至る割合は一八・七%。現在は郵送にて提出しているが、八割が受付されている。(北九州は) 前総会開催以来、頑張ってきたのに残念、今後さらに取り組みたい。

一〇月二二、二五日に全国の社保協・弁護士等が集まり「全国調査団」を結成、これにより現状を変える第一歩になれば。

このままでは「北九州方式」が全国に広まり、大変な事態が起ころかねない、断固阻止しよう。



秋田市抗議自殺事件

秋田生健会事務局次長 松本匡さん

秋田市で奇しくも集団申請を行った七月二四日、市役所の駐車場で三七才の男性(Aさん)が車内で練炭自殺。「俺が犠牲になって福祉を良くしたい」と訴えていたという。Aさんは運送会社等に五年前まで勤務していたが体調悪化により退職、一年前から仕送り等も途絶えていた。四月二四日に生健会にも相談に訪れており、過去二



度にわたり福祉事務所を訪れたが、申請を拒否される。自殺という事態を防げず非常に残念な結果だが、男性の「福祉は何のためにあるのか」との訴えを無にすることのないよう、頑張らねばならない。

第1分科会報告

生活保護基準を問う

第1分科会は、国民生活の再構築という観点から、ナショナル・ミニマムとしての生活保護基準に関する、各地の生存権裁判状況の報告や最低賃金の在り方を問うものとなりました。

まず、「構造改革」のもとでの「生活崩壊」と国民生活の再構築の闘いのテーマで、仏教大学教授の金澤誠一さ

んから、臨調「行革」から「構造改革」へと続く「生活崩壊」の進展過程と近年の低所得層・ワーキングプアの増大により、経済的排除・政治的排除・社会的排除が拡大・深化していること。抵抗線・防波堤としての貧困ラインが危機的状況にあることが報告されました。そして、最低生活費を基軸とした、最低賃金、生活保護基準、最低保障年金等々を求めるナショナル・ミニマム運動の提起がされました。

つぎに、「秋田生存権裁判のとりくみ」のテーマで、秋田生活と健康を守る会事務局長の後藤和夫さんから、老齢加算削減・廃止に対する処分取り消しを求める裁判の経過とそれによる原告の生活悪化の実態について報告がありました。①食事の悪化、②風呂の節約、③つきあいの疎遠、④結果としての社会からの孤立化という人間生活の基本的なところで影響が生じており、人間らしい生活を送るために生存権を现实生活に取りもどす運動の決意がされました。

三番目は、弁護士の吉田雄大さんから「母子加算の削減について」というテーマで報告がされました。「貧困の再生産」の予防という観点から母子加算の必要性を説明されました。また原告の母子家庭のお母さんからは、子どもには食事代や部活等での出費がかさむため母子加算の廃止は死活問題であるとの訴えがありました。

最後の報告は、京都総評の辻昌秀さんからの「労働者の最低賃金と最低生計費試算の結果」です。生活保護基準よりも低い最低賃金の現状について、賃金階級分布表(国税庁)をもとに説明がありました。そして、最低生計費の試算を実施した経験から、わが国には貧困ラインが存在しないという結論を見いだされています。その上で、試算結果はつぎのような成果を生み出して



いとされました。①貧困ラインを示すことができたこと。②生活保護基準引き下げの動きの中で、最低生計費とは何かを示すことができなかつたこと。③最低賃金の水準の在り方を示した点。④自らの生計費との比較を通じて何が問題なのかを知り考えることができたこと。

質疑及び討論では、金澤さんから一般労働者の生活崩壊と全体的不安定化のなかで最低生活費とは何かを考えていくことが必要との問題提起を受けて、参加者から高齢者世帯における社会的費用の必要性、老齢加算廃止に対する不服申立・裁判闘争に関する青森県や秋田県からの原告による生活状況悪化の訴えがありました。

「生活保護の運用」

生活保護法その現状と成果

第2分科会では生活保護を巡る鋭い対決点が浮き彫りになり、どう現状を打破していくのか示唆に富んだ話し合いが行われた。

「秋田市福祉事務所への抗議自殺事件の報告」は秋田生活保護裁判を支える会事務局長の松本匡氏より報告されました。既に全国的なニュースとなった秋田市福祉事務所駐車場の抗議自殺事件はそれだけ突然起こったというわけではなく、その前兆として多くの人権侵害事件が発生している。夫婦と子ども三人世帯の母親が妊娠したことで、出産扶助などのことで相談するとワーカーは「出産すると収入が減る」「郷里に帰れ」と出産することに対し

て、祝福どころか、墮ろすか、そうでなければ秋田から出て郷里に帰れと迫るといふ例がある。また、ホームレスの方の申請は現在地保護で受理はするが、「稼働能力の不活用」で却下する。明らかに労働が出来る条件のない人に対しても、稼働能力があるとして就労を文書指導し、指導指示違反で保護を廃止する、という事例が頻発している。

関連して秋田県生連の鈴木会長から「指導指示を巡る秋田県の運動から」として、「指導指示」について争った加藤裁判の「指導指示無効判決」の意味と運動の重要性について報告がされた。「指導指示問題」は加藤裁判では当初「裁判で争えるのか」といった疑問もあつたが、判決では指導指示は、実質的に命令と同じ効力を持ち、意に反した指導指示は無効である。という判決を明確に下している。

その後、秋田県と生活保護運用に関する合意を取り交わしているが、年月が経過し、国の政策動向も大きく変化してきている中で合意が形骸化してきている。そのため、ほとんどなかった指導指示文書の発行が一時は県全体での指導指示文書の発行が三〇〇件にも上つたが、母子世帯の軽自動車処分指導事件などの審査請求をはじめ多くの取り組みにより、指導指示文書の発行が減少している。

広島県東広島市での「保護辞退届の無効を求める裁判」で竹下弁護士から報告があつた。広島高裁は「本人の辞退届があつたとしても、自立が出来るのかどうかをケースワーカーは調査、確認するべきである。本人の立場として保護辞退の必要はないものであつて、福祉事務所から求められて辞退届を提出する義務があると誤認したものである」また「福祉事務所には法に關

して適正な説明義務があり、それを怠つていた。そのことは受給権の侵害である」と明確に判断を下し、三〇万円の慰謝料の支払いを命じた。

その後東広島市は「判決内容は法に則っているので、上告する理由がない」とし判決が確定した。

辞退届による廃止は全国的にも相当多量と考えられ、福祉事務所の説明や調査の責任と義務を明確にした点でも画期的な判決で、上告断念はその意義を確認したものである。

この間、餓死・孤独死事件が頻発している北九州の保護行政について高木弁護士から報告があつた。弁護士活動の中で、同一条件の人が北九州では保護が適用されず、他の市では保護が適用される事例や、何度も福祉事務所に行つたが申請さえも受け付けてもらえない、弁護士と一緒にいくと申請を受け付けてくれるなど目に余る例が多い。市の職員が「あの町に行つたら何とかなるんでは」と言う始末である。

最近では保護申請を受け付けてくれなかつた時には、申請書を弁護士事務所の封筒に入れて持つて行つたり、それでも駄目な場合には保護申請書を郵送している。そうやって目の届く人は良いのだが、ほとんどの人は弁護士との関わりもなく、生健会などの支援団体とのつながりもなく貧窮を強いられている。



また民生委員、自治会役員などが住民の生活保護の訴えを福祉事務所を持ち込んでも、福祉事務所はそれに応えようとせず、間に入って苦しい立場に追い込ま

れ、辛い思いをしている。

「神戸の冬を支える会」の菅本氏から「再審査請求に関する裁判について」として、厚生労働省は情報開示請求を行い、現在分析中であるが、「塩漬け」となっている事例も相当数あると考えられ、これらの中にこそ極めて重要な情報が内在しているのではないかと報告があった。

以上の報告を受けて尾藤弁護士より中間的な論点整理を行った。権利における三つの側面である実体的権利、手続的権利、自己貫徹の権利（開える権利）のうち、権利制限の入り口として「手続的権利」を侵害しているという指摘があった。現在は削減ありきという前提で①加算削減として保障の中身まで踏み込んでおり、②稼働年齢層、母子世帯、外国人、ホームレスなどの類型的排除が進められている。③また窓口規制（水際作戦）や根拠のない「指導指示」、たくさんのプレッシャーをかけての廃止、④そして権利意識の希薄さに基づく「辞退届廃止」が行われている。と問題傾向を整理した。

後半は、参加者から北九州市の保健行政について、目標管理を行っていることや、厚生省が二五年にもわたって直接指導してきたことなどの補足がされた。

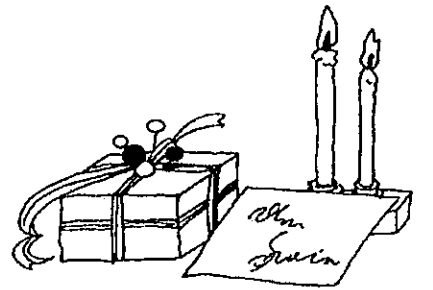
秋田県生健会からは、老齢加算の廃止について我慢が出来ない、審査請求を行いたい訴えを覚悟する必要がある体制についての悩みが出された。高知市からはケースワーカーの異動により話が通じなくなってきた、また生活保護相談は一回では原則受け付けないということになっていること。高松市からは「ワースト・ツィの高松市」として、現職警察官を面接員に配置していたことを改めさせたが、まだまだ改善させる課題が多いこと。宮城県生健

会からは老齢

加算の廃止に
関して六四件
の審査請求を
提出したこと
などが報告さ
れた。

最後に尾藤
弁護士によっ
て次のように
分科会をまと
めた。「なりふ

り構わぬ適正化政策」に突き進んでいく。保護基準を引き下げることによって、最賃制度にはね返り、年金にはね返るといふ悪循環を創り出し、社会保障全体の引き下げが行われている。これは逆に国民的な注目を集めることになり、多くの国民が賃金と社会保障を自分の問題として捉えてきている。今、大切なことは「何が攻撃され、何を反撃するか」ということであり、北九州市や高松市では格段の力を集中して跳ね返していく必要がある。また加算（基準）廃止の審査請求、訴訟を広く、連携を密にするとともに、国民の身近に生活相談の場、機会を創っていく必要がある。それが生活充実への第一歩になる。お互いに困難の条件はあるが、確信を持って元気に頑張っていくと確認した。



「社会保障の危機と生活保護」

第3分科会には生活と健康を守る会の方など約三〇〇人の参加があり、三本のレポートを受けて活発な議論をおこないました。

まず、医療ソーシャルワーカーの佐藤さんから「医療を受ける権利が奪われる」と題して、この十月からも高齢者の医療負担割合が改悪されるなど医療を受

ける権利がどんどん後退していること、

国民健康保険税の滞納により保険証が交付されず、生存権が奪われていること、一部負担金免除申請の却下に対し審査請求で闘っていることなどが、事例をもとにわかりやすく報告されました。

次に、障がいの子を持つ親の立場から秋田生健会の桜田さんから、「生活保護家庭における障害者自立支援法」と題して、授産施設に通所する娘のほんの僅かな工賃が、食費ですべて飛んでしまい働く意欲がそがれる実態や、福祉を食い物にするかのような施設が認可されている問題、くやしきでもそこしか空きがなく「利用者が選べる」実態はどこにもないことなど、深刻な現状を語っていただきました。

最後に、ホームレス支援団体「もやい」事務局長の湯浅さんから「格差ではなく貧困の議論を」と題して、この日本では格差は語られても貧困が問題とされていないこと、貧困世帯でどんなことが起こっているのか、貧困を食い物にするビジネスの紹介と、それに対して私たちがどう立ち向かうのかなど、大変興味深いお話をいただきました。貧困に陥った人たちが、教育から、社会保障から、家族福祉から、公的福祉から、そして最後に自分自身から排除されていき、生きる意欲をなくしていく姿が事例をもとにリアルに語られました。また、湯浅さん独自の「溜めCapacity」理論には、思わず笑いが起こるとともに大きくうなずく姿も見られました。

会場からは、「改悪されたから」とあきらめてなんかないられない、と国保料の一斉減免申請に取り組んでいること、市町村合併で「悪いところにあわす」攻撃に對抗していることなどが活発に報告されました。また、八二才の老闘志からは、「社会保障がどんどんなくなっていく、まるで私らが育てて来た時代に戻ったようだ」と生存権と平和についての実体験

に基づいた発言もありました。

助言者の大阪市大の木下さんから「は、正規雇用をもとに構築された日本の社会保障が崩壊しつつあり、それに替わるものを私たちがどう作り上げていくか、障害者を食い物にしたサンダーループ事件の教訓をどう生かすかなど、示唆に富んだまとめをしていただきました。

各争訟報告

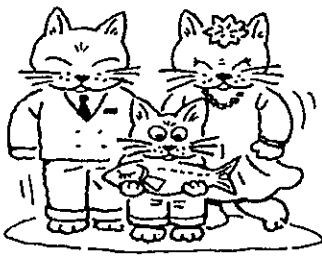
北九州市生活保護問題 全国調査について

北九州社保協 飯田富士雄さん

北九州市門司区で今年五月に発生した餓死事件を契機に、①餓死事件・申請拒否事件等の問題と責任の所在を、行政当局、市民とともに調査・解明し、北九州市および全国の生活保護問題の解決に資する、②生活保護制度に対する理解と要保護者、被保護者への共感を市民に広げる、③生活保護申請、受給相談等により、生活保護を必要とする人々や市民の権利行使を支援する、ことを目的に、中央社保協と全国生活保護裁判連絡会およびかけで調査団が編成された。

この間北

九州市では、困窮した住民が「生活保護をお願いしたい」と福祉事務所窓口申し出て「身内に援助を求め



るのが先」とにかく仕事をさがせ」と追い返す、無職無収入の人が入院すると「病院が取り立てるべきだ」といつて無視するなど、違法な対応が日常化してきた。今回の事件は、障害のある単身男性が失業し、困窮した末、生活保護の申請をしても拒絶され、ついに餓死したものの、男性が「お願いしたい」と申し出たのに対して、市当局は「申請の意思は確認されなかった」「申請したいと明言されれば申請書を渡したはず」とシラを切る。はては近隣での見守りが不足している、行政の対応に誤りはなかった、と強弁する異常な態度をとり続けている。

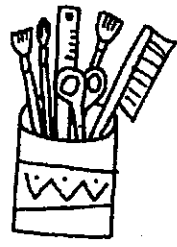
調査は一〇月二三日から二五日にかけての三日間で、二四日は電話相談受付（二五件の相談があった）、七区に分かれての申請希望者への相談・申請援助（計五〇件の相談があり、そのうち二五件が期間中に申請した）、区毎の関係者との懇談会などを行った。

その中で、
・申請の意思があっても申請書を渡さない
・弁護士の面接同席を認めない
・生保受給を要望しても要望の意思を面接記録に書かない
・親族の扶養を異常に追及し、違法な説明をしている

・原則一四日以内の決定期限がまったく守られず三〇日を当然としているなどの問題が明らかになった。

とくに面接において、弁護士をはじめ支援者の同席を認めない対応は、密室での暴言や恣意的な説明による、人権侵害、申請妨害の隠れ蓑になっていると思われることから、調査団として十一月一七日、市長他関係者に対して見解を明らかにするよう求める公開質問状を提出した。質問についてはマスコミ各社も注目し、報道している。その後北九州市当局は、違法なや

り方をあらためる態度は示さず、各区窓口ではあいかわらず同席拒否や申請書を渡さない対応がつけられていたが、住民・関係者から保護行政は正を求めるとも高まり、市議会と党議員も当局の態度を批判する状況に至っている。



生活保護切り捨てを断罪し、生存権侵害に損害賠償

裁判連事務局 竹下義樹さん

一 はじめに

本年九月二十七日に、広島高裁は原告敗訴の地裁判決を破棄し、東広島市が母子家庭のIさんに対し行った保護廃止決定を取り消したうえ、東広島市に対する損害賠償請求を認容する原告の逆転勝訴の画期的な判決を言い渡しました。これは生活保護利用者を減らすために、全国の多くの自治体において行われている「生活保護辞退届」の提出を強要し、その提出を根拠として生活保護を廃止している流れを断ち切るうえで、大きな意義を持つ判決です。

二 東広島市に在住しているIさんは母子家庭となり、自らも体調不良のため働けなくなったため二〇〇〇年一月二十八日に生活保護を申請することになりました。ところが、福祉事務所の担当係長は、Iさんに対し、夜の水商売で働くこともできるなどと言い、保護の申請を抑制しようとしたうえ、保護申請を受け付けざるを得なくなると、今度はIさんに対し翌月からパート勤

務が見つかったのだから保護は今月限りで辞退すべきであると迫ったのです。Iさんは同年二月十四日に保護費を受け取ることができましたが、その場で係長の言うがままに保護辞退届を提出させられました。Iさんはその生活保護辞退届を提出することの意味を理解できていなかったため、二〇〇一年一月から再び生活することができない状態に追いやられるとは想像もしていませんでした。Iさんは二〇〇一年一月からかつての勤務先でパート就労することが内定していましたが、一ヶ月に何時間働けるか、時間給がいくらであるか、給料がいつ支払われるかもまったく決まっていまませんでした。にもかかわらず、Iさんは二〇〇一年一月分の保護費を受け取っただけで、二〇〇一年一月一日からの保護費を廃止されてしまったのです。広島高裁は、Iさんが二〇〇一年一月からパート就労できたとしても、それによって最低生活費を上回る収入が得られるかどうか不明であったし、そうした要保護状態の者には保護辞退届を提出すべき義務がないにもかかわらず、その義務があるかのように誤信させられた結果、保護辞退届を提出させられているのであるから、かかる保護辞退届は適法なものとは言えず無効であるとし、したがって保護廃止決定もまた違法であるとして、Iさんの主張を全面的に認めました。しかも、福祉事務所のIさんに対する説明は、生活保護法を正しく理解させるためのものとはなっておらず、かえってIさんの誤った判断を導く説明を行った行為は不法行為に該当するとして、東広島市に対し三〇万円の損害賠償の支払いを命じたのです。

三 この判決は、未だ生活保護を必要としている人に対し、保護を廃止する手段として保護辞退届を強要する行為を戒める大きな力となるはずですが、憲法二五条が規定する生存権が確実に保障されるた

めにも、生活保護申請権を侵害する水際作戦を中止させ、保護受給権を侵害する保護辞退届の提出を強要する運用をなくするたたいを、今後も続けていかなければなりません。広島高裁判を活用し、安易な保護辞退届の強要とそれに基づく保護廃止処分をやめさせるとともに、やむなく保護辞退届を提出せられたケースについても、審査請求等で権利を回復する取り組みを始めましょう。



岸国賠訴訟の紹介

弁護士 池田直樹さん

1 重度の肢体不自由のために生活保護を受給している者は日常生活において介護が必要であることから、日常生活費は別に、生活保護制度の中で「他人介護料」が支給される。このような者が病院に入院した場合に「他人介護料」を支給する必要があるのか否か、読者に問いたい。

確かに、病院に入院している間は、介護環境は用意されていることになっている。しかし、入院経験のある方ならお気づきと思うが、病院お看護師の多忙さかげんは尋常ではない。「ナースコールを押しても来てくれない」という不満は聞き飽きるほどである。このような状態の病院に重度の肢体不自由の患者が入院したらどのように扱われるか予想がつくというものであろう。ところが、保健福祉センター(福祉事

務所)は、入院期間中の他人介護料をカットしたのである。理由は「入院期間中は病院において介護環境が整備されているので、さらに他人介護料を支給することは二重支給になってしまうから」というのである。

2 岸国賠訴訟はこの問題を主たる争点として、平成一八年九月大阪地裁に提起された。原告の岸祐司氏は現在四〇歳で、脳性麻痺による四肢アテトーゼと言語機能障害、視覚障害があり、身体障害一級の認定を受けている。そのため、衣類の着脱、洗面、食事摂取、排泄、入浴、その他生活のあらゆる面で昼夜を問わず常時介護を要する状態にあり、就労できないため、生活保護を受給しており障害者加算として他人介護料の支給を受けていた。

ところが、岸氏が平成一一年一月六日から一七日まで大阪府茨木市内の病院に検査入院したが、後日そのことを知った保健福祉センター(福祉事務所)は、平成一二年二月分の保護費から入院期間中の他人介護料相当額(六万五八〇六円)を減額する処分をした(平成一二年二月一日付減額処分)。この処分は取り消し訴訟の中で、別の手続的な争点を理由として取り消され、減額された六万五八〇六円は岸氏に支給されたが、平成一二年二月は保護費を減額されたままの生活、即ち「国の定める最低限生活以下の生活」を余儀なくされたこと、その後減額分が支給されるまで五年間を要したこと、そのため多くの訴訟費用を費やしたこと、なら、なお回復されない損害が生じていることは明らかである。

そこで、この国賠訴訟においては当初の減額処分自体の当否を主たる争点として裁判所に判断を求めていくことになった。

3 国は病院に入院中は介護環境が整備されているという。確かに「基準看護」が整備されていることになっている。しかし、現状は冒頭で指摘したとおりである。特に原告の場合は四肢アテトーゼにより手足が不随運動を起す障害を持っており、点滴なども看護師の付き添いがいない間に針が外れてしまう危険性が高い。しかし、はずれても原告は上肢麻痺のためナースコールを押すこともできず、声を上げて助けを呼ぶこともできない。また言語機能障害によりコミュニケーションをとるのが極めて困難で、聞きなれた介護者でないと理解できないことが多い。初めて原告を担当した看護師には原告の言葉に習熟するまでかなりの時間と根気が必要になる。さらに、入院中でも入院雑貨の買い物や社会生活上の連絡など個人的な雑務も看護師が援助してくると思えない。

とすると、生活保護の「必要即応の原則」によれば、病院での「基準看護の建前」はあっても現実には保障されていない以上は「介護の欠ける状態」は入院中でも存続しているものと認定できるものであり、なお他人介護料を支給すべきことになる。

4 以上のように、この岸国賠訴訟が提起する問題は大きいのであり、今後の訴訟の進行に関心を寄せていただければ幸いである。

